

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

#### 《2 階西病棟》

2 階西病棟では、1 日に 18 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

#### 《3 階東病棟》

3 階東病棟では、1 日に 12 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

#### 《3 階西病棟》

3 階西病棟では、1 日に 8 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 3 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

#### 《4 階東病棟》

4 階東病棟では、1 日に 16 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

#### 《4 階西病棟》

4 階西病棟では、1 日に 18 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

#### 《5 階東病棟》

5 階東病棟では、1 日に 16 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

#### 《5 階西病棟》

5 階西病棟では、1 日に 17 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

#### 《6 階東病棟》

6 階東病棟では、1 日に 16 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

#### 《ハイケアユニット治療室》

ハイケアユニット治療室では、1 日に 6 人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝 8 時 30～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 人以内です。

＊夕方 16 時 30 分～翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 人以内です。

#### 《特定集中治療室》

特定集中治療室では、1日に6人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝8時30～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

＊夕方16時30分～翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

#### 《新生児特定集中治療室》

新生児特定集中治療室では、1日に6人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝8時30～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

＊夕方16時30分～翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

#### 《新生児治療回復室入院医療管理料》

新生児特定集中治療室では、1日に3人以上の看護職員等が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち数は次の通りです。

＊朝8時30～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

＊夕方16時30分～翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を作成し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

## III DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC 対象病院”となっております。

※ 医療機関別係数:1.5901

1.0583(基礎係数)+0.4069(機能評価係数Ⅰ)+0.0997(機能評価係数Ⅱ)+0.0252  
(救急補正係数)

#### Ⅳ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申し出ください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

#### Ⅴ 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は18時)に配膳、適温で提供しています。